福井中央クリニックは厚生労働大臣の定める施設基準（下記）に適合しており、近畿厚生局長に届出している医療機関です。

記

- 地域包括ケア病棟入院料１

地域包括ケア病棟では１日に５人以上の看護職員が勤務しています。勤務帯毎の配置は次のとおりです。

・朝９時００分～夕方１７時００分まで、看護職員１人あたりの受け持ちは４人以内

・夕方１７時００分～翌朝９時００分まで、看護職員１人あたりの受け持ちは１０人以内

- 療養病棟入院基本料１

療養病棟では１日に５人以上の看護職員、５人以上の看護補助者が勤務しています。

勤務帯毎の配置は次のとおりです。

・朝９時００分～夕方１７時００分まで、看護職員・看護補助者１人あたりの受け持ちは８人以内

・夕方１７時００分～翌朝９時００分まで、看護職員・看護補助者１人あたりの受け持ちは１５人以内

- 入院時食事療養（Ｉ）、入院時生活療養（Ｉ）

（管理栄養士によって年齢、病状による適切な栄養量及び適切な内容の食事を適時（夕食については午後６時以降）適温にて提供しています）

- 認知症ケア加算（加算３）
- 診療録管理体制加算２
- データ提出加算１　ロ
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP 法)
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影

（当院はＣＴ撮影のみです。患者様に負担の少ないマルチスライス型の機器にて行っています）

- がん治療連携指導料

・持続血糖測定器加算
（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定）
・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
・医科点数表第２章第１０部手術の通則の１６に掲げる手術
胃瘻造設術
・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
・情報通信機器を用いた診療に係る基準
・別添１の「第１４の２」の１の（３）に規定する
在宅療養支援病院
・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
・在宅がん医療総合診療料
・薬剤管理指導料
・入院ベーアップ評価料６９
・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
・機能強化加算
・入退院支援加算1
・療養病棟療養環境加算１
・電子的診療情報連携体制整備加算３
・救急患者連携搬送料２
・通院・在宅精神療法の注１３の施設基準
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧
呼吸療法充実管理体制加算
・遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）

福井中央クリニック　院長

（令和８年８月１日　現在）